

台東区新型インフルエンザ等対策行動計画について

1 検討経過

日程	内容
令和7年 4月25日	例月常任委員会 保健福祉委員会に報告
令和7年 8月 8日	台東区新型インフルエンザ等対策行動計画関係課長会
令和7年 8月28日	台東区保健所運営協議会・台東区健康危機管理連絡協議会
令和7年 8月29日	特措法第8条第3項に基づき、東京都より意見聴取
令和7年12月12日	第4回定例会 保健福祉委員会に報告
令和7年12月7日～ 令和8年 1月 7日	パブリックコメント実施
令和8年 1月29日	台東区保健所運営協議会・台東区健康危機管理連絡協議会

2 パブリックコメントの実施結果

別紙1のとおり

3 「中間のまとめ」からの主な変更点

頁	項目	該当箇所	変更内容
16	第1部 基本的な考え方 第2章 対策の目的等 第4節 区の初動対応	2. 対策本部 (3) 分掌事務	新設予定 の「こども 家庭部」 を追加
43 44	第2部 各対策項目の考え方及 び取組 第4章 情報提供・共有、リス クコミュニケーション 第1節 準備期	1. 新型インフルエンザ等の発生 前における区民等への情報提供・ 共有 (1) 区における情報提供・共有 について	
56 57	第2部 各対策項目の考え方及 び取組 第6章 まん延防止 第3節 対応期	1. まん延防止対策の内容 (3) 事業者や学校等に対する要 請 イ 保育園・幼稚園・学校等におけ る対応	
59	第2部 各対策項目の考え方及 び取組 第6章 まん延防止 第3節 対応期	2. 時期に応じたまん延防止対策 の実施の考え方 (2) 病原体の性状等に応じて対 応する時期 エ 子供や若者、高齢者等が感 染・重症化しやすい場合	

4 台東区新型インフルエンザ等対策行動計画概要版（案）及び台東区新型インフルエンザ等対策行動計画（案）
別紙2、3のとおり

5 今後の予定
令和8年3月 改定・公表

台東区新型インフルエンザ等対策行動計画 パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和7年12月17日（水）～令和8年1月7日（水）
意見受付場所	区公式ホームページでの受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生活衛生課・保健予防課窓口で中間のまとめ閲覧・意見受付。
意見受付件数	3人、3件
提出方法の内訳	郵送 0人（0件） ファクシミリ 0人（0件） ホームページ 3人（3件） 持参 0人（0件）

分類	項番	意見	区の考え方 (該当する施策)
第1部 基本的な考え方	1	「基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める」とのことが、繰り返し強調されているのはすばらしいと思います。とりわけマスク着用は、もっとも簡単、かつ効果的な感染対策であるかと思えます。今後も科学的な見地から、区民にマスク着用をすすめていただくとともに、学校園やその他区立施設などにおいて、うっかりマスクを忘れた方や、生活が苦しくマスク購入が難しい方のために、マスクの無料配布などをしていただけるとありがたいです。	<p>マスク着用は、咳エチケットのひとつとして大切であると認識しています。新型インフルエンザ等の感染症を予防するためには、平時から基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等を個人レベルで実践することが重要です。</p> <p>本区では、基本的な感染対策について、台東区新型インフルエンザ等対策行動計画に記載するとともに、台東区公式ホームページにおいて、国・東京都の広報・啓発資料を用いて周知しています。</p> <p>来庁者等へのマスク配布については、状況に応じて適切に対応してまいります。</p> <p>(第2章 対策の目的等 第3節 対策推進のための役割分担 8. 区民)</p>

<p>第2部 各対策項目の考え方及び取組</p>	2	<p>コロナのときは患者とその家族や医療関係者に対する誤った情報による偏見・差別などがあった。 これらの人たちが不当に差別されたりしないように適切に情報を発信してほしい。</p>	<p>感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではありません。 区民の方が偽・誤情報に惑わされることなく適切な行動が取れるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を、迅速に分かりやすく提供・共有してまいります。</p> <p>(第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第2節 初動期 <目的>)</p>
	3	<p>新型コロナでは保健所が人材不足でひっ迫していたと思う。 新しい感染症がでたときに備えて外部の人をあらかじめ確保する記載があって安心しました。</p>	<p>本区では、新型インフルエンザ等による健康危機の発生に備え、I H E A T (※) 等外部の専門職を活用した人材の確保に取り組んでいます。引き続き、I H E A T 要員の確保を進めるとともに、感染症有事体制を構成する人材に対し、実践型訓練を実施し、即応可能な人材の確保に努めてまいります。</p> <p>※ I H E A T …健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。</p> <p>(第11章 保健 第1節 準備期 2. 外部の専門職 (I H E A T 等) 等の活用)</p>

台東区新型インフルエンザ等対策行動計画概要版(案)

別紙2

	概要	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	東京都感染症対策連携協議会等を通じた関係機関間の緊密な連携、人材の確保・育成や実践的な訓練等により有事における対応力を高め、感染拡大を可能な限り抑制する。	関係機関と連携体制を構築し、人材の確保や実践的な訓練を実施する。	準備期に整備した体制に基づき対策を実施する。区対策本部の設置を検討する。	国の基本的対処方針等に基づき、適切な対応を実施する。
2 情報収集・分析	効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備し、リスク評価を踏まえた感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる。	積極的疫学調査等に資する情報の収集を行い、情報収集体制を整備する。	国等と連携し、効率的な情報の収集・分析を行い、継続的にリスク評価を実施する。	リスク評価等に基づき、感染症対策を迅速に判断し実施する。
3 サーベイランス	平時からサーベイランス体制を構築し、有事の際は、有事の感染症サーベイランスの実施等を通じて対策の強化又は緩和の判断につなげる。	季節性インフルエンザ等のサーベイランスを実施し、感染症の流行状況等を把握する。	必要に応じ、有事の感染症サーベイランスを開始する。	引き続き、流行状況に応じた、適切なサーベイランスを実施する。
4 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	平時から感染症に関する正しい知識の普及啓発を通じて、感染症に対するリテラシーを高め、有事の際は、可能な限り双方向のコミュニケーションを行う。	感染症に対するリテラシーを高めるため、平時より正しい知識の普及啓発を行う。	正確な情報を迅速に提供するとともに、コールセンターを設置し、双方向のコミュニケーションを図る。	引き続き正確な情報を迅速に提供するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、適切な行動につながるよう促す。
5 水際対策	国が実施する研修・訓練に参加することで連携体制を整備し、有事の際は、国や都等と連携し、海外からの帰国者や渡航者に対し健康監視等を実施する。	国が実施する訓練等への参加を通じて連携体制を構築し、有事の際には迅速な水際対策を講ずる。	国や都等と連携し、海外からの帰国者や渡航者等に対し、健康監視を行う。	初動期の対応に引き続き、健康監視を行う。
6 まん延防止	適切な医療の提供等とあわせて、テレワーク、オンライン会議の活用を勧奨するなど、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめ、区民生活及び経済活動への影響を最小化する。	換気、手洗い等の基本的な感染対策やテレワーク、オンライン会議の活用など普及啓発を行う。	感染拡大防止のため、患者や患者の同居者等の濃厚接触者への必要な対応の確認を進める。	感染拡大状況等に応じて、必要な対策を柔軟かつ機動的に切り替え、実施する。

台東区新型インフルエンザ等対策行動計画概要版(案)

別紙2

	概要	準備期	初動期	対応期
7 ワクチン	平時からワクチンの正しい情報の普及啓発を進めるとともに、シミュレーションを行うなど、接種体制等を準備する。有事の際は、柔軟な運用により接種を実施する。	ワクチンの役割や有効性について、適切に区民に周知する。ワクチンの供給体制や接種体制について整理する。	接種会場や従事者等を確保し、接種体制を構築する。	国からの要請に応じて、ワクチン接種を開始する。
8 医療	平時から電磁的方法による発生届の提出を促進する等、DXの推進による業務の効率化を図るとともに、予防計画等に基づき、関係機関と連携して適切な医療提供体制を整備する。	適切な医療機関への受診につなげるため、早期に相談センターを設置するための準備を行う。	相談・受診調整が円滑に行われるよう、相談センターの人員体制等を適切に整備する。	感染拡大状況等に応じて、患者に適切な医療が提供できるよう対応する。
9 治療薬・治療法	有効な治療薬・治療法の情報や適正使用について関係機関に速やかに周知する体制を確保する。	国や都、医療機関等と連携し、情報提供体制を確認する。	有効な治療薬・治療法の情報に関係機関に速やかに周知する。	初動期の対応に引き続き、周知等を行う。
10 検査	有事の際に必要な検査を円滑に実施するため、平時から都及び東京都健康安全研究センターと検査体制の確認を行い、検査機関との連携及び検査拡充等の体制を整備する。	都及び東京都健康安全研究センターと検査体制の確認を行い、検査体制の維持に努める。	準備期に確認した東京都健康安全研究センターと連携した検査体制を整備する。	東京都健康安全研究センターと連携した検査を実施するとともに、民間検査機関でも検査が可能になった際には、検査の拡充を検討する。
11 保健	IHEAT等の活用による人材の確保・育成や有事の際に優先的に取り組むべき業務の整理等を行い、感染症対策を適切に推進する。	IHEAT要員を含む保健所の感染症有事体制を構成する人材に対し、研修・訓練等を実施する。	IHEAT要員に対する支援要請やBCPIに基づいた業務の見直しを行い、有事体制への移行を準備する。	有事体制に移行し、感染状況に応じて必要な対策を実施する。
12 物資	備蓄等の推進や定期的な備蓄状況の確認を行い、有事の際は必要に応じて医療機関への配布を行う。	必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。	都が行政備蓄の配布を行うまでの間、不足する个人防护具を医療機関等に対し配布する準備を行う。	都が行政備蓄の配布を行うまでの間、不足する个人防护具を医療機関等に対し配布する。
13 区民生活及び経済活動の安定	心身への影響を考慮した施策や要配慮者への生活支援など、区民生活及び経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。	事業者や区民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。	感染症の拡大状況に応じて、感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。	区民生活及び経済活動の安定を確保するための取り組みを実施する。